

がんばる中高年応援事業実施要領

制定 令和8(2026)年4月1日経技第9号

第1 趣旨

中高年層の新規就農者の確保及び経営の早期安定化を図るため、経営開始時や経営継承時の機械導入等を支援する。

第2 事業の内容

- 1 本事業により実施する事業の内容、交付対象及びその要件、交付率は、別表に定めるとおりとする。
- 2 本事業の対象とする経費は、別表の要件を満たす者が、経営の早期安定化を目的として取り組むものであり、かつ第4の成果目標の達成に直結するものとする。

第3 事業実施手続き

1 事業実施計画の承認申請等

- (1) 交付対象者は、様式1及び様式2により関係市町長に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施地区が複数の市町にまたがる等、やむを得ない場合にあつては、市町と協議の上、市町を経由せずに関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けることができるものとする。
- (2) 市町長は、(1)により申請された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ第4の成果目標の達成が確実であると見込まれる場合は、様式3及び様式4により関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

農業振興事務所長は、1により提出された当該事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ第4の成果目標の達成が確実であると認められる場合は、予算の範囲内においてこれを承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、第3の1に準じて行うものとする。

- (1) 交付対象者を変更すること
- (2) 事業実施地区を変更すること
- (3) 事業内容を新設または廃止すること
- (4) 事業費の30パーセント以上の変更をすること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業振興事務所長が重要と認める変更

第4 成果目標

1 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

2 成果目標

- (1) 次のアからウまでのいずれかを選択し、目標年度までに達成すること。

- ア 経営面積の拡大
- イ 販売額の増加
- ウ 所得の増加

- (2) 親（三親等以内の親族を含む）から経営を継承する者は、継承時から(1)で選択した評価項目が10%以上拡大又は増加する計画であること。
- (3) 既に経営を開始している者は、事業実施年度の前年度から(1)で選択した評価項目が10%以上拡大又は増加する計画であること。

第5 事業実施年度の事業実績の報告

- 1 交付対象者は、別に定める補助金交付要領に基づき事業完了後速やかに、第3の1の(1)で承認を受けた市町長、もしくは農業振興事務所長に事業実績を報告するものとする。
- 2 市町長は、交付対象者から事業実績の報告があった場合には、別に定める補助金交付要領に基づき農業振興事務所長に報告するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 交付対象者は、事業実施年度から目標年度までの間における、毎年度の事業実施状況を、下表のとおり報告するものとする。

様式	報告先	報告期限
様式5及び6	計画承認申請先に同じ	当該年度の翌年度の7月末日

- 2 市町長は、交付対象者から事業実施状況の報告があった場合には、事業実施状況を取りまとめの上、様式5及び様式6により8月末日までに農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 農業振興事務所長は、実施状況の報告を受けた場合にはその内容を検討し、成果目標の達成が見込めないと判断したときは必要な指導を行うものとし、目標年度において成果目標が未達成の場合は、改善計画書（様式7）を作成し、目標が達成されるまで当該農業振興事務所に報告を行うものとする。ただし、財産処分の制限期間を経過した場合は、この限りではない。

第7 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、この事業に要する経費について、別に定める補助金交付要領により助成するものとする。

第8 その他

- 1 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、本事業の対象とはならない。
 - (1) 農業以外の用途にも使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ等）
 - (2) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）、集出荷施設、乾燥調整施設、農産物加工施設、井戸等の施設・設備
 - (3) 整備等の内容ごとの事業費が50万円未満のもの。

- 2 交付対象者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、原則として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸共済等へ加入するものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則（令和8（2026）年4月1日付け経技9号）

- 1 この要領は、令和8（2026）年4月1日から実施する。
- 2 この要領は、令和11（2029）年3月31日をもってその効力を失う。